

和寒町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

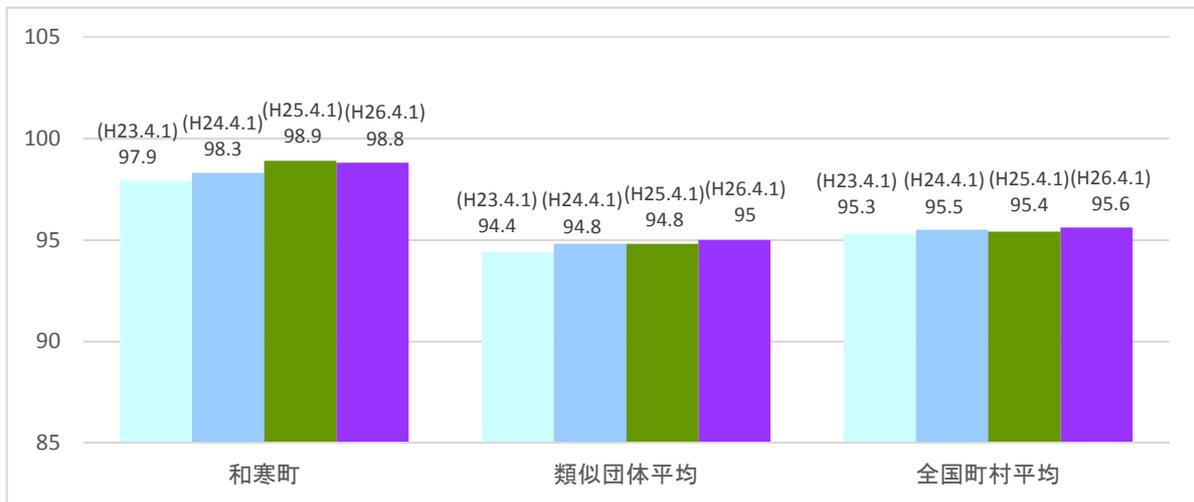
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 3,768	千円 4,771,045	千円 146,046	千円 559,145	% 11.7	% 13.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給 与費 B/A	(参考)26年度町村類型 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B		
25年度	人 73	千円 225,817	千円 42,903	千円 88,555	千円 357,275	千円 4,894	千円 5,382

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級全号俸改定なし。高齢層については、6級で改定率4%引下げ。激変緩和のため3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置を実施。

②地域手当の見直し

支給なし

③その他の見直し内容

単身赴任手当の基礎額及び加算額の引上げ

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
和寒町	39.0歳	291,600円	339,733円	319,987円
北海道	45.4歳	333,403円	400,662円	377,386円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	41.6歳	303,591円	344,539円	332,748円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区分		和寒町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200円	170,716円	172,200円
	高校卒	140,100円	139,258円	140,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	273,900円	—	370,900円
	高校卒	234,500円	277,500円	321,300円

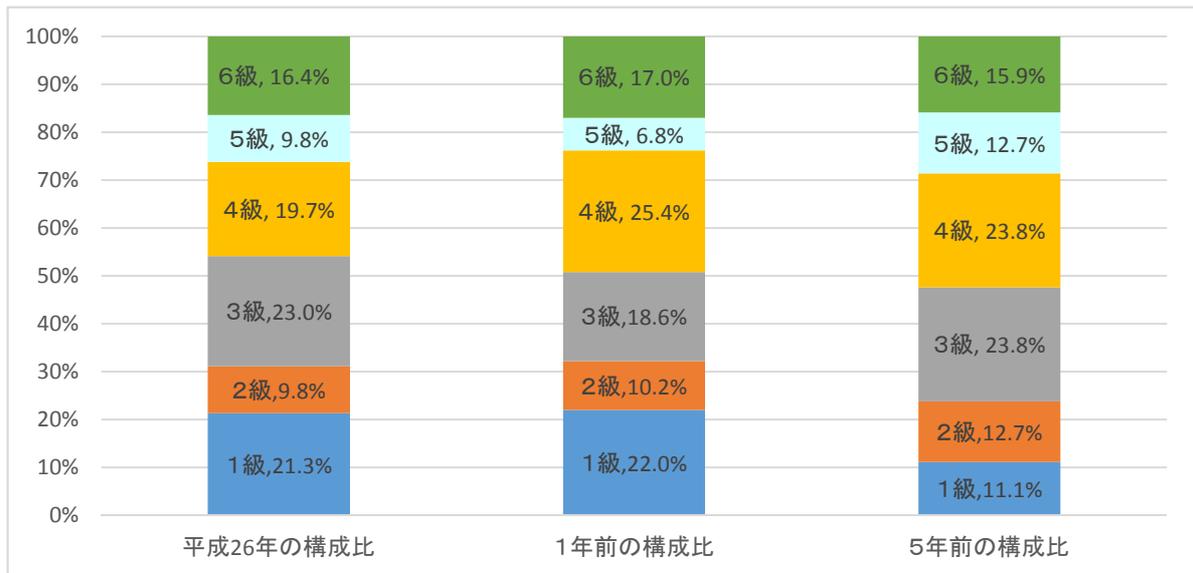
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数等の状況(26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の 給料月額	最高号俸の 給料月額
6級	困難な業務を処理する課長等の職務	10 人	16.4 %	320,600 円	433,000 円
5級	困難な業務を処理する課長補佐等の職務 課長等の職務	6 人	9.8 %	289,200 円	418,700 円
4級	困難な業務を処理する係長等の職務 課長補佐等の職務	12 人	19.7 %	261,900 円	395,800 円
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 係長等の職務	14 人	23.0 %	222,900 円	354,700 円
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	6 人	9.8 %	185,800 円	307,800 円
1級	定型的な業務を行う職務	13 人	21.3 %	135,600 円	243,700 円

(注) 1 和寒町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

和寒町では、平成26年4月1日現在、人事評価制度を導入していないため、原則とし昇給には差は設けていません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

和寒町	北海道	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,274 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,521 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の階級による加算措置 ・役職段階別加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の階級による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の階級による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

和寒町では、平成26年4月1日現在、人事評価制度を導入していないため、勤勉手当支給率(成績率)に差を設けていません。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

和寒町	国
(支給率) 自己都合 21.62 月分 応募認定・定年 27.025 月分	(支給率) 自己都合 21.62 月分 応募認定・定年 27.025 月分
勤続20年 21.62 月分	勤続20年 21.62 月分
勤続25年 30.82 月分	勤続25年 30.82 月分
勤続35年 43.70 月分	勤続35年 43.70 月分
最高限度額 52.44 月分	最高限度額 52.44 月分
その他の加算措置 無し	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)
1人当たり平均支給額 8,205千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(26年4月1日現在)

支給していない。

(4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		0 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
救急業務手当	死傷者を搬送する救急業務に従事した者	死傷者を搬送する救急業務	なし	1回 300円
待機手当	芳生苑に勤務する生活相談員及び看護師	芳生苑からの緊急呼び出しに対応するための待機	なし	1日 1,500円
その他特殊勤務手当	町長が業務の性質上特に必要と認める者	町長が業務の性質上特に必要と認める業務	なし	町長が別に定める

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	11,738 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	240 千円
支給実績(25年度決算)	10,418 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	193 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員を除く。)である。

(6) その他の手当(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 16～22歳までの扶養親族 月額5,000円/人 加算	同		7,458 千円	276,207 円
住居手当	持ち家 月額6,000円 借家 家賃に応じて 限度額27,000円	異	持ち家の場合支給なし	6,443 千円	105,625 円
通勤手当	キロ数に応じて 月額2,000～24,500円	同		600 千円	150,000 円
管理職手当	課長・室長・局長 月額30,000円 課長補佐・主幹・所長 月額20,000円	異	職務の階級別に定額を支給(抜粋) 4種6級 48,200円 4種5級 44,300円 5種5級 36,900円 5種4級 34,900円	5,142 千円	285,675 円
寒冷地手当	扶養有職員 131,900円 その他世帯主 72,900円 その他職員 51,700円	異	月額支給	6,335 千円	91,814 円
宿日直手当	宿日直をした場合1回につき4,200円	同		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	課長相当職 月額6,000円 課長補佐相当職 月額4,000円	異	管理監督の職の区分に応じた定額を支給	153 千円	76,500 円

5 特別職の報酬等の状況(26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町長	710,000 円	(—) 円	(参考)類似団体における最高/最低額
	副町長	594,000 円	(—) 円	820,000円/458,500円 647,000円/421,500円
報 酬	議長	246,000 円	(—) 円	310,000円/171,100円
	副議長	195,000 円	(—) 円	251,000円/191,000円
	議員	170,000 円	(—) 円	230,000円/100,000円
期 末 手 当	町長	(25年度支給割合)		
	副町長	3.9	月分	
退 職 手 当	議長	(25年度支給割合)		
	副議長	3.9	月分	
	議員			
退 職 手 当		(算定方法)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	710,000円×5.126×4年	14,557,840円	任期満了後
	副町長	594,000円×3.234×4年	7,683,984円	任期満了後
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

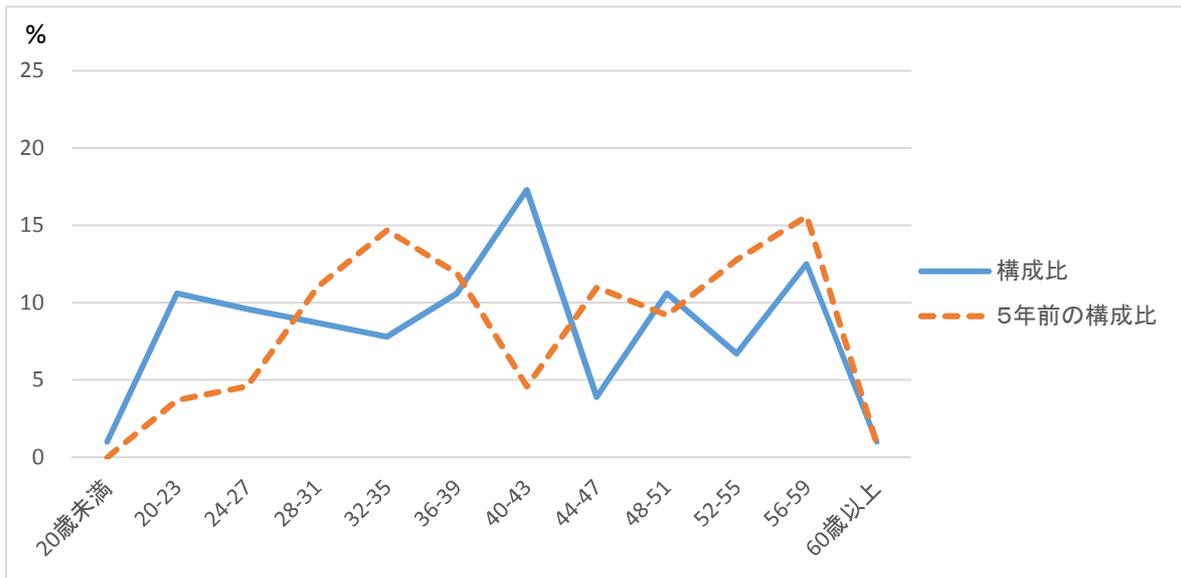
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2		
		総務	14	15	1	・業務増
		税務	4	4		
		労働	—	—		
		農林	11	12	1	・退職見込者補充
		商工	2	2		
		土木	5	5		
		民生	14	13	△1	・欠員不補充
	衛生	12	11	△1	・会計区分間での移動	
		計	64	64	0	(参考) 人口1万人当たり職員数 169.85人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 172.33人)
	教育部門	9	9			
	小 計	73	73		(参考) 人口1万人当たり職員数 193.74人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 207.11人)	
公営企業等会計部門	病院	22	23	1	・勤務条件の改善	
	水道	1	1			
	下水道	1	1			
	その他	5	6	1	・会計区分間での移動	
	小 計	29	31			
合 計		102 [120]	104 [120]	2	(参考) 人口1万人当たり職員数 276.01人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成状況(26年4月1日現在)



(単位:人)

区分	20歳未満	20歳 < 23歳	24歳 < 27歳	28歳 < 31歳	32歳 < 35歳	36歳 < 39歳	40歳 < 43歳	44歳 < 47歳	48歳 < 51歳	52歳 < 55歳	56歳 < 59歳	60歳以上	計
職員数	1	11	10	9	8	11	18	4	11	7	13	1	104

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		57	56	58	60	64	64	7 (12.3 %)
特別行政		10	9	8	9	9	9	△1 (△ 10.0 %)
公営企業等会計		42	41	29	29	29	31	△11 (△ 26.2 %)
総合計		109	106	95	98	102	104	△5 (△ 4.6 %)